

<b>第1編 総論</b>	<b>1</b>
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	<b>1</b>
1 計画の根拠	1
2 市の責務	2
3 市国民保護計画に定める事項	3
4 計画の基本的な考え方	3
5 市国民保護計画の構成	3
6 市国民保護計画の見直し、変更手続	4
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	<b>5</b>
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	<b>7</b>
1 国民保護措置の基本的な仕組み	7
2 関係機関の事務又は業務の大綱	8
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	<b>11</b>
1 位置及び地形	11
2 気候	12
3 人口	12
4 道路の位置等	13
5 鉄道、港湾の位置等	14
6 自衛隊施設	14
7 原子力発電所	14
8 国民保護措置を実施する上での地域的特徴	14
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	<b>15</b>
1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	18
<b>第2編 平素からの準備</b>	<b>19</b>
<b>第1章 市における組織・体制の整備等</b>	<b>19</b>
1 市の組織・体制	19
2 消防機関の体制	21
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
<b>第2章 関係機関との連携体制の整備</b>	<b>23</b>
1 基本的考え方	23
2 県との連携	23
3 近接市町との連携	23
4 指定公共機関等との連携	24
5 自主防災組織・ボランティア団体等に対する支援	24
<b>第3章 通信体制の整備</b>	<b>25</b>
1 通信連絡系統	25
2 非常通信体制の整備	26

3	非常通信体制の確保	26
<b>第4章</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>27</b>
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
<b>第5章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処体制の整備</b>	<b>31</b>
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	33
6	生活関連等施設の把握等	33
<b>第6章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>34</b>
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
<b>第7章</b>	<b>国民保護に関する研修・訓練・啓発</b>	<b>36</b>
1	研修	36
2	訓練	36
3	国民保護措置に関する啓発	37
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>39</b>
<b>第1章</b>	<b>事態対処の全体概要及び対処準備</b>	<b>39</b>
<b>第1</b>	<b>対処の全体概要</b>	<b>39</b>
1	事態対処の段階区分	39
2	突発的に事態が発生した場合	39
3	事態対処の各段階に応ずる措置の主な内容	40
<b>第2</b>	<b>対処の準備</b>	<b>41</b>
1	対処準備に関わる主要な措置	41
2	対処準備に関わる関係機関等の役割分担	42
3	市の住民避難誘導準備	42
<b>第2章</b>	<b>事態対処の実施体制</b>	<b>44</b>
<b>第1</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>44</b>
1	市対策本部設置前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置	44
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
<b>第2</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>47</b>
1	市対策本部の設置	47
2	通信の確保	53

<b>第3章 関係機関相互の連携</b> .....	54
1 国・県の対策本部との連携 .....	54
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 .....	54
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 .....	55
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 .....	55
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 .....	56
6 市の行う応援等 .....	56
7 ボランティア団体等に対する支援等 .....	56
8 住民への協力要請 .....	57
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b> .....	58
<b>第1 警報の伝達等</b> .....	58
1 警報の内容の伝達等 .....	58
2 警報の内容の伝達方法 .....	59
3 緊急通報の伝達及び通知 .....	60
<b>第2 避難住民の誘導等</b> .....	61
1 避難の指示の通知・伝達 .....	61
2 避難実施要領の策定 .....	61
3 避難住民の誘導 .....	63
<b>第5章 救援</b> .....	67
1 救援の実施 .....	67
2 関係機関との連携 .....	67
3 救援の内容 .....	68
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b> .....	69
1 安否情報の収集 .....	69
2 県に対する報告 .....	70
3 安否情報の照会に対する回答 .....	70
4 日本赤十字社に対する協力 .....	71
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b> .....	72
<b>第1 武力攻撃災害対処の基本的事項</b> .....	72
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 .....	72
2 武力攻撃災害の兆候の通報 .....	72
<b>第2 応急措置等</b> .....	73
1 退避の指示 .....	73
2 警戒区域の設定 .....	74
3 応急公用負担等 .....	75
4 消防に関する措置等 .....	75
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b> .....	78
1 生活関連等施設の安全確保 .....	78
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 .....	78

第4章 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 .....	80
1 武力攻撃原子力災害への対処 .....	80
2 NBC攻撃による災害への対処 .....	82
3 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 .....	84
第8章 被災情報の収集及び報告 .....	85
1 被災情報の収集及び報告 .....	85
第9章 保健衛生の確保その他の措置 .....	86
1 保健衛生の確保 .....	86
2 廃棄物の処理 .....	87
第10章 国民生活の安定に関する措置 .....	88
1 生活関連物資等の価格安定 .....	88
2 避難住民等の生活安定等 .....	88
3 生活基盤等の確保 .....	88
第11章 特殊標章等の交付及び管理 .....	90
1 特殊標章等の意義等 .....	90
<b>第4編 復旧等 .....</b>	<b>92</b>
<b>第1章 応急の復旧 .....</b>	<b>92</b>
1 基本的考え方 .....	92
2 公共的施設の応急の復旧 .....	92
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等 .....	93
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧 .....</b>	<b>94</b>
1 国における所要の法制の整備等 .....	94
2 市が管理する施設及び設備の復旧 .....	94
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 .....</b>	<b>95</b>
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 .....	95
2 損失補償及び損害補償 .....	95
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	95
<b>第4章 避難住民の復帰 .....</b>	<b>96</b>
1 避難の指示解除の基本的な考え方 .....	96
2 復帰住民の救援に関する措置 .....	97
<b>第5編 緊急対処事態への対処 .....</b>	<b>98</b>
1 緊急対処事態 .....	98
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 .....	98